

訪問看護・介護予防訪問看護

契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 富永調剤薬局
主たる事務所の所在地	〒700-0942 岡山市南区築港緑町1丁目15-26
代表者（職名・氏名）	代表者 富永民雄
設立年月日	昭和54年 3月 1日
電話番号	086-262-5490

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	アミューズ富永訪問看護ステーション岡山南	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒702-8031 岡山市南区福富西3-8-36 2階	
電話番号	086-250-3077	
指定年月日・事業所番号	平成27年10月 1日指定	
管理者の氏名	藤原 麻衣子	
通常の事業の実施地域	岡山市、倉敷市、玉野市、瀬戸内市 （相談に応ず）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護（又は介護予防訪問看護）は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「訪問看護職員」といいます。）がそのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月15日）を除きます。
営業時間	午前9時から午後5時30分まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看 護 師	常勤 人、非常勤 人	理学療法士	常勤 人、非常勤 人
准 看 護 師	常勤 人、非常勤 人	作業療法士	常勤 人、非常勤 人
保 健 師	常勤 人、非常勤 人	言語聴覚士	常勤 人、非常勤 人

7. サービス提供の管理者

あなたへのサービス提供に関わる管理責任者は下記のとおりです。サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管 理 者 藤原 麻衣子
----------	--------------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割の額（一定以上の所得のある方は介護保険負担割合証に準ずる割合とする。）です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。（別紙参照）

（1）自費サービス

死後の処置費用は、20,000 円（税別）とします。

（2）支払い方法

利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	・ 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 ・ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 20 日までに利用者宛にお届け（郵送）します。
--------------------------------------	--

利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	・ サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、利用の翌月末日までに振り込んでいただく方法か、あらかじめ指定していただいた金融機関の口座から、自動的に振替える方法によりお支払いいただきます。 ・ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)
---------------------------------------	--

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄） 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 非常時災害対策

サービス提供中に災害に地震等の災害が発生した時は、下記の記載内容に基づいて必要な措置を講じます。

非常災害時のキーパーソン	
災害避難場所	
ご家族の連絡先	

- ・ 災害の状況により出来る限りの安全確保をした上で、訪問を打ち切ることもあります
- ・ 実際に地震等の災害が発生した時は、各自ですべきことや避難方法、連絡方法などを家族で話し合っておいて下さい。
- ・ 災害のための緊急依頼は対応できません

12. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 086-250-3077 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	岡山市保険福祉局事業者指導課 介護保険課	電話番号 086-212-1012 電話番号 086-823-1240
	玉野市長寿介護課	電話番号 0863-32-5534
	倉敷市介護保険課	電話番号 086-426-3343
	岡山県国民健康保険団体連合会	電話番号 086-223-8811

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。
 - ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などは、お断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所までご連絡ください。

14. 個人情報の利用について

利用者の利用するサービス機関相互においてスムーズな連携関係を図るために、担当者会議等において利用者及び家族の個人情報を用いること、また緊急時・災害時において生命・身体の保護のために利用者の安否情報を行政等に提供させていただくことがあります。

15. 虐待防止のための措置について

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、1) 虐待防止責任者の選定、2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施、3) その他虐待防止のための必要な措置を講じます。

当事業所は、訪問看護の提供に当たり、利用者が、自事業所及び居宅サービス事業所の職員又は、現に利用者を介護（養護）する家族等により虐待を受けたと思われる状況を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報します。

虐待防止責任者の氏名	統括管理者 藤原 麻衣子
------------	--------------